

江南市立図書館ロゴマーク取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江南市立図書館ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用)

第2条 ロゴマークを使用するときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 江南市及び江南市立図書館指定管理者が業務に関し使用する場合
- (2) 市内小学校、中学校及び高等学校が教育等の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合

(使用の承認の申請)

第3条 前条の承認を受けようとする者は、江南市立図書館ロゴマーク使用承認申請書（様式第1）に必要書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(使用の承認)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容について審査し、適当と認めるときには江南市立図書館ロゴマーク使用承認通知書（様式第2）により通知するものとする。

2 教育委員会は使用の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用の承認をしないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められる場合
- (4) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められる場合
- (5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
- (6) その他教育委員会が使用について不適當であると認めた場合

2 前項の規定によりロゴマークの使用を承認しないときは、江南市立図書館ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3）により通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第6条 ロゴマークの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用すること。
- (2) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (3) ロゴマークを使用した製作物(以下「製作物」という。)の完成後は速やかに教育委員会に提出すること。ただし、製作物の提出が困難である場合は、その形状のわかる写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができる。

(使用の承認期間)

第7条 使用の承認期間は、1年を超えることができないものとする。ただし、使用の承認期間の更新をする場合においては、3年間を限度に延長することができるものとする。

- 2 前項の更新をするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けようとする者は、江南市立図書館ロゴマーク使用承認申請書(様式第1)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料)

第8条 使用料は徴収しない。

(使用の変更の承認)

第9条 使用者が、申請内容を変更しようとする場合は、あらかじめ江南市立図書館ロゴマーク使用変更承認申請書(様式第4)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めたときは、江南市立図書館ロゴマーク使用変更承認通知書(様式第5)により通知するものとする。

(使用の承認の取消し)

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用の承認を取り消すものとする。

- (1) 第5条第1項又は第6条の規定に違反していると認めた場合
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めた場合

- 2 教育委員会は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し江南市立図書館ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第6)により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、ロゴマークを使用してはならない。

(差止請求等)

第11条 教育委員会は、ロゴマークの著作権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第112条第1項及び第2項に基づく請求をするとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

様式第1 (第3条・第7条関係)

江南市立図書館ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

江南市教育委員会

申請者 住所
氏名

下記のとおり江南市立図書館ロゴマークを使用したいので申請します。

記

申請区分	新規 ・ 更新
使用対象物件	
使用の目的・用途	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用数量	
担当者	所属 氏名 電話 _____
その他	

(注) 企画書、見本等 (レイアウト、スケッチ、原稿等) を添付してください。

様式第2（第4条関係）

江南市立図書館ロゴマーク使用承認通知書

江 第 号
年 月 日

様

江南市教育委員会 印

年 月 日付で、使用承認申請のありました江南市立図書館ロゴマークの使用については、下記のとおり承認します。

記

使用対象物件	
使用の目的・用途	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数量	
承認番号	
使用条件	

- (1) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用してください。
- (2) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用してください。
- (3) 提出した申請内容に変更が生じた場合は、江南市立図書館ロゴマーク使用変更承認申請書を提出してください。
- (4) 製作物の完成後は教育委員会に提出してください。ただし、製作物の提出が困難である場合は、その形状のわかる写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができます。

様式第3（第5条関係）

江南市立図書館ロゴマーク使用不承認通知書

年 月 日

様

江南市教育委員会 印

年 月 日付で、使用承認申請のありました江南市立図書館ロゴマークの使用については、下記の理由のとおり承認できません。

記

該当事項	不承認理由
	法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるため。
	特定の政治、思想及び宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるため。
	不当な利益を得るために使用すると認められるため。
	自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるため。
	市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるため。
	その他教育委員会が使用について不相当であると認めたため。 理由 ()

様式第4（第9条関係）

江南市立図書館ロゴマーク使用変更承認申請書

年 月 日

江南市教育委員会

申請者 住所
氏名

下記のとおり江南市立図書館ロゴマークの使用を変更したいので申請します。

記

	変 更 前	変 更 後
使用対象物件		
使用の目的・用途		
使 用 方 法		
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
使 用 数 量		
そ の 他		
使用承認番号		

(注) 変更内容が確認できる資料等を添付してください。

様式第5（第9条関係）

江南市立図書館ロゴマーク使用変更承認通知書

年 月 日

様

江南市教育委員会 印

年 月 日付で、使用変更承認申請のありました江南市立図書館ロゴマークの使用については、下記のとおり承認します。

記

	変 更 前	変 更 後
使用対象物件		
使用の目的・用途		
使用 方 法		
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
使 用 数 量		
そ の 他		
使用承認番号		

- (1) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用してください。
- (2) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用してください。
- (3) 提出した申請内容に変更が生じた場合は、江南市立図書館ロゴマーク使用変更承認申請書を提出してください。
- (4) 製作物の完成後は教育委員会に提出してください。ただし、製作物の提出が困難である場合は、その形状のわかる写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができます。

様式第6（第10条関係）

江南市立図書館ロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日

様

江南市教育委員会 印

年 月 日付、使用承認番号第 号で承認した江南市立図書館ロゴマークの使用については、下記の理由のとおり承認を取り消します。

記

該当事項	取消理由
	法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるため。
	特定の政治、思想及び宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるため。
	不当な利益を得るために使用すると認められるため。
	自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるため。
	市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるため。
	指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用していないため。
	使用承認を受けた目的及び用途以外に使用しているため。
	製作物の完成後、製作物又はその形状の分かる写真を教育委員会に提出していないため。
	偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたと認められるため。
	その他教育委員会が使用について不適當であると認めたため。 理由 ()